

環境省 平成25年6月13日～7月13日

実験動物についてパブリックコメント

2013年7月1日

環 境 省 御 中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾代表 弁護士植田勝博

TEL 06-6362-8177、FAX 06-6362-8178

第1 THEペット法塾の意見

THEペット法塾は、法律家を中心として、動物事件に取り組み、動物をめぐる社会システム、法律システムを検討し、動物法、動物愛護管理法の研究をしている団体です。

THEペット法塾は、平成24年6月19日、及び平成25年6月25日に、衆議院議員会館の全国大集会で、「動物愛護法・登録制度の導入－実験動物の福祉の実現を求める。」とのテーマで院内交流会を開催し、実験動物の福祉のあり方を議論しました。

- 1 平成24年8月28日成立の動物愛護法改正では、他の基準に比して、実験動物の飼養保管（Care、登録制）、苦痛軽減基準（3Rs）が改正されていません。
- 2 実験動物の福祉の法制定を求めます。

実験動物の福祉は、EU、アメリカ、イギリス、韓国などの国内法、OECDその

他国際機関の規定などの国際法、ISOなどの国際取引基準、OIE、CIOMSなどの国際標準が規定されて確立している制度です。

3 基本理念の記載を求めます。

- (1) 実験動物の福祉を基本として、動物のC a r e（看護）とU s e（使用）をすること。
- (2) 3Rsの原則を遵守すること。法的な枠組みを作ること。
- (3) 実験動物福祉法制の整備のため、今回の基準に**Refinement**苦痛の削減を必須事項とし、確実性を確保すること。

Refinementのため、実験動物獣医師の登用等、獣医学的ケアを確実に行うこと。

- (4) **Replacement**置換および**Reduction**削減の実効ある制度を定めること
- (5) 経済的理由だけで実験動物福祉が損なわれることのないよう、研究機関の長は実験動物福祉体制を整備して動物実験を行わせるか、動物実験をしないことを決定すること

4 施設について

- (1) 実験動物の繁殖、提供、動物実験を行う飼養保管施設、研究施設を、国ないし地方公共団体への届け出をすること。

5 実験動物の対象

- (1) 実験動物として機能する動物を対象とする。哺乳類の胎児も含む。
- (2) 絶滅の危機に瀕している動物種を用いることは絶対的に最小限にする。

6 C a r eとU s eについて

- (1) 規準を明確にし、基準に達した十分なケアと快適性のある環境で飼育する。
- (2) 適切な機関で繁殖され、飼養され、飼育されること。

- (3) 繁殖施設、提供施設、実験施設には、実験動物に適切、苦しみやストレスが最小である効率的な実験の設備と用具であること。
- (4) 鎮静剤や麻酔の使用が必要であること。
実験は、全身または局所麻酔下です。
- (5) 動物の苦痛や死が絡んでいる場合には、直ちにその苦痛や死の要因の解明し、苦痛を除く処理する機関を設けること。
適切にレスキューする体制を取ること。
- (6) 早急に、科学や教育の現場で実験動物の代替法を達成するようにすること。

7 Replacement置換（代替法）。数を減らす

- (1) 代替法を促進する。
- (2) 実験の重複を防ぐ
- (3) 動物の細胞と内臓は試験管実験で使用する。
- (4) 死んだ動物の細胞と内臓を有効活用すること。
- (5) 実験終了時、実験に使用した動物の環境と福祉の観点から、生存の機会を取るようにすること。
- (6) 1個体に1つ以上の処置をすることで、使われる動物の数を減らす。
動物1個体の再利用はケースごとに検証すること。

8 動物実験と実験動物の福祉について

- (1) 動物実験は人間と動物の健康と環境に必ず利益をもたらす場合のみに制限
- (2) 動物の使用は、動物以外の方法がなく、代替法もない、という場合に限る。
霊長類の使用は、代替法がなく人間に利益をもたらすために必要不可欠な生命科学の分野の基本的実験のみとすること。
- (3) 最小限の痛み、苦しみ、最小数の動物を使用、最も有効な結果が得られる方法ですること。

- (4) 必要以上の痛みを与えないこと。痛みを伴う死を避けること。
- (5) 徘徊動物、野生動物は実験に使わないこと。

9 教育

- (1) 繁殖者、提供者、実験者は、動物福祉の教育を受けること。
- (2) 実験者等への訓練、動物使用を最小限、研究法や試験法の指導を行うこと。
- (3) 免許の条件とすること。

10 実験動物の福祉の監視委員会を設置すること。

- (1) 繁殖、飼養、実験をするものについて、実験監督者の技術的レベルと質の高さ。責任者レベルと質の高さを確保する。

11 動物 愛護法で獣医師の役割が新規に述べられている。実験動物の飼養保管、苦痛軽減の基準と、獣医師の関与がなされること。

国際的整合性を保つこと。

12 地方公共団体は、実験動物の福祉についての充実をはかるものとし、国はその支援をすること。

13 実験動物に対する基準、規制を避けるために、動物実験を他の国に依頼することをしてはならない。